

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成29年7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都新宿区北新宿三丁目20番1号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ヨドバシカメラ 代表取締役 藤沢 昭和 電話 03 - 3227 - 2167					
主たる業種	百貨店・総合スーパー				細分類番号	5 6 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から平成25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を6.3%削減する。						
計画を推進するための体制	本社の管理責任者を中心とした推進体制のもとで、エネルギーの削減に努める						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,591.8 トン	5,331.0 トン	5,260.8 トン	5,252.6 トン	-19.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,569.2 トン	5,331.0 トン	5,260.8 トン	5,252.6 トン	-19.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	設備の運用管理に加えて、照明設備のLED化の効果があらわれて、基準年度比19%以上の削減を達成しました。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	商業	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	9.14	7.39	7.29	7.28	-19.91 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	設備の運用管理に加えて、照明設備のLED化の効果があらわれて、基準年度比19%以上の削減を達成しました。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	H26年に売場照明のLED化を実施。(Hf98W→LED56W×7562台、Hf2灯用92W→LED38W×438台、Hf93W→LED56W×231台、Hf1灯用32W→LED19W×131台、Hf32W777→LED19W×176本)					
	(27)年度	前年度に引き続き、照明・空調設備の運用管理を実施。					
	(28)年度	前年度に引き続き、照明・空調設備の運用管理を実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤には公共交通機関を利用し、マイカー通勤を不可としている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	マイカー通勤不可を全員が遵守しました。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	省エネ家電商品の販売を通して、排出量削減に努めています。 ライトダウンキャンペーン2016に参加し、削減消費電力量は、夏至のライトダウン150kWh、七夕ライトダウン150kWhでした。(京都ヨドバシビル)						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。